

県有林立木売払いに係わる入札参加心得

(趣旨)

第1条 県有林立木売払いに係わる一般競争入札、指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札者」という。）又は入札者の代理人（以下「入札者等」という。）は財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）その他の法令及びこの心得の定めによるところによらなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札保証金)

第3条 入札者等は、入札公告等で指定された日時までに、その見積る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、入札公告等及び別に定めるところにより行うものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は県に帰属する。

(入札等)

第4条 紙入札とは、書面により入札書（見積書を含む。以下同じ）を提出する入札をいい、県有林立木売払いに係わる入札を実施する場合は、紙入札での参加を原則とする。

2 入札者等は、一般競争入札前までは、いつでも入札を辞退することができる。また、指名競争入札を実施し、入札の指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、入札を辞退するときは、県有林林産物売払実施要領に基づく入札辞退届を入札執行者へ提出しなければならない。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札者等は、売払物件所在地において開催する説明会（以下「現地説明会」という。）で配付する売払明細書を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、売払明細書について疑義等があるときは、現地説明会において関係職員の説明を求めることができる。

4 現地説明会へ参加しなかった者は、入札を辞退したものとする。

5 入札書は、様式第1号により作成し、入札執行者の指示に従って、入札箱に入れなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、入札保証金の全部の納付を免除された場合は、配達証明付き書留郵便をもって入札書を提出することができる。

この場合においては、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び物件番号、物件所在地を表記し、中封筒を外封筒に入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書きし、かつ、指定の日時までに、入札執行者に到達しなければならない。

7 入札者が代理人をして入札しようとするときは、その委任状（様式第2号）を持参さ

せ、入札の前に、入札執行者に提出しなければならない。

なお、代理人が委任状を入札執行者へ提出する際は、本人確認資料を提示又は提供しなければならない。

- 8 入札書は、一旦、入札箱に入れ、又は提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- 9 入札者等は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
- 10 入札者等は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

（入札の延期等）

第 5 条 入札執行者は、入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

- 2 入札執行者は、入札者等が不隠の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

（失格）

第 6 条 入札者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、失格とされ、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札期日（郵送による紙入札においては開札日とする。以下同じ。）において、政令第 167 条の 4 に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 入札期日において、県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 13 年 6 月 29 日施行。以下「入札参加規定」という。）第 2 条に定めた資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、県から入札参加規程第 10 条に基づく資格制限を受けている期間中であるとき。
- (4) 入札者の代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (5) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りではない。
- (6) 競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (7) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 7 月 20 日施行。以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (8) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (9) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
 - ① 独占禁止法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - ② 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

（無効の入札）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (3) 記名を欠く入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札をした旨の申し出のあった入札
 - (7) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (8) 第10条に規定する再度入札において、前回の最高の入札額を下回る入札額を記載した入札
 - (9) 郵送による入札において、提出期限を過ぎて提出された入札
 - (10) その他の入札に関する条件に違反した入札
- (開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに入札者等の立会いの下に行う。この場合において、入札を行った者が立ち会わないとき及び郵送による入札のときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- 2 入札執行者は、開札をした場合において、次条に規定する落札者がいないときは、各人の入札書のうち最高の価格をもって入札した者の入札金額を読み上げ、入札を行った者全員に周知する。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格を超え最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者は、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 落札者が決定した場合は、入札執行者は、落札者及び落札金額を入札を行った者全員に周知する。

(再度入札)

第10条 開札の結果、前条の落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、原則として、2回を限度とする。

- 3 第8条第2項の規定は、再度入札の場合に準用する。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(無効の入札をした者の再度入札への参加)

第12条 第7条に規定する無効の入札をした者で、その無効の理由が同条第3号から第5号まで又は第8号に該当するものであるときは、再度入札への参加をすることができる。

この場合において、再度入札へ参加するときは、無効になった理由について、十分注意するものとする。

(随意契約の折衝)

第13条 第10条に規定する再度入札において落札者がいないときは、入札執行者は、予定

価格と最高の価格の入札金額との差が少額であること等の事情を勘案し、随意契約によることが適切であると認めるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 2 第 1 項 8 号の規定を適用し、最高の価格をもって入札した者と随意契約の折衝を行うものとする。

- 2 第 4 条第 5 項の規定は、随意契約の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「入札書」とあるのは、「見積書」と読み替えるほか、「様式第 1 号」は、「様式第 3 号」に読み替えるものとする。

（契約書の提出）

第 14 条 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を行い、落札決定の翌日から 14 日以内に入札執行者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、その落札は効力を失う。ただし、気象災害等により落札者の責めに帰することができない理由により、当該期日までに契約書の提出が遅延することが明らかなとき、又は、落札者が提出期日前までに入札執行者の承諾を得たときは、この限りではない。

（異議申し立て）

第 15 条 入札を行った者は、入札後において、この心得及び売払明細書等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 20 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。